

警察署協議会会議録

早良警察署協議会

開催年月日時	令和7年12月5日 午後 4時30分 から 令和7年12月5日 午後 5時40分 まで	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、地域管理官、刑事管理官、総務課長、生活安全課長、地域一課長、刑事一課長、刑事二課長、交通課長、警備課長、事務局
議事概要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 早良警察署管内の治安情勢をより良くしていくためには、警察と住民がより一層連携し各種取組を行っていく必要がある。本日の協議会も、有意義なものとしていきたい。どうぞよろしくお願ひする。</p>		
<p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>1 令和7年（10月末）の早良区の治安概要</p> <p>○ 特殊詐欺の発生件数が高止まりしているため、検挙・抑止対策を行っているが、特に「国際電話利用休止措置手続」及び「LINEによる勧誘遮断措置」を引き続き重点的に推進していく。</p> <p>○ 交通事故の発生件数は前年比で若干減少しているが、自転車関連事故の割合が多いため、各種事故抑止対策に取り組んでいく。</p> <p>2 警察署協議会の運営の基本等</p> <p>○ 早良区内の安全・安心のために、本日も忌憚のない意見等をいただきたい。</p>		
<p>【報告事項】</p> <p>交通事故情勢について（交通課長）</p> <p>1 交通事故（令和7年10月末）の発生状況及び特徴</p> <p>(1) 交通事故発生件数</p> <p>(2) 交通事故の特徴</p> <p>(3) 交通死亡事故の特徴</p>		

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議　事　概　要

2　自転車の交通ルール等

- (1) 交通ルール
- (2) 自転車安全利用五則
- (3) 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月から）
- (4) 自転車の交通指導取締り
- (5) 交通反則通告制度導入後の手続

【質疑・意見・要望等】

- 委員から「16歳未満の者が自転車の交通違反をした場合には、その親の刑事責任に繋がらないのか。」旨の質疑があり、交通課長が「16歳未満の者による自転車の交通違反は指導・警告措置となる。その親の刑事責任には繋がらないが、民事責任にはなり得る。」旨説明した。
- 委員から「子供の見守り活動の際に、自転車の交通違反者を注意するが、応じない場合がある。どのように指導、対処すればよいか。」旨の質疑があり、交通課長が「交通違反が多い場所等であれば、共同での立番・見守り活動等を検討するため、先ず交通課へ連絡してもらいたい。」旨説明した。
- 委員から「自転車の交通違反の認定は、正に違反をした状況が必要なのか。」旨の質疑があり、交通課長が「警察官の交通違反行為の現認が基本であるが、防犯カメラ映像等で認定できる場合もある。」旨説明した。
- 委員から「交通事故発生の可能性が高い道路については、警察に依頼すれば改善できるのか。」旨の質疑があり、交通課長が「警察と区役所が連携して対応することになるため、そのような箇所があれば、先ず交通課へ連絡してもらいたい。」旨説明した。

【特定小型原動機付自転車に関する説明及び運転能力診断装置使用等】

- ・ 特定小型原動機付自転車に関する説明及び同自転車乗車時の見学
- ・ 運転能力診断装置の使用及び飲酒状態体験ゴーグルの使用等

【閉会】（会長）

以上で、令和7年度第3回早良警察署協議会を閉会する。